

別表（第3条関係）

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,600
	第2種電柱		2,400
	第3種電柱		3,300
	第1種電話柱		1,400
	第2種電話柱		2,300
	第3種電話柱		3,100
	その他の柱類		140
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	14
	地下電線その他地下に設ける線類		9
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,400
	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートル につき1年	850
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,800
	郵便差出箱		1,200
	広告塔	表示面積 1平方メートル につき1年	8,500
その他のもの	占用面積 1平方メートル につき1年	2,800	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第35条に規定する事業のために設けるもの、法第36条に規定するもの及びその他のもの	外口径が100ミリメートル未満のもの	120
		外口径が100ミリメートル以上150ミリメートル未満のもの	180
		外口径が150ミリメートル以上200ミリメートル未満のもの	240
		外口径が200ミリメートル以上400ミリメートル未満のもの	480
		外口径が400ミリメートル以上1メートル未満のもの	1,200
		外口径が1メートル以上のもの	2,400
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1平方メートル につき1年	2,800

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積 1平方メートル につき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			4,200
	地下に設ける通路			2,500
その他のもの			2,800	
法第32条第1項第6号に掲げる施設			占有面積 1平方メートル につき1月	850
道路法施行令(以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル につき1月	850
		その他	表示面積 1平方メートル につき1年	8,500
	標識(バス停留所標識等)		1本につき1年	2,300
	旗ざお		1本につき1月	850
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)		占有面積 1平方メートル につき1月	850
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1年	84,600	
	その他のもの		42,300	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積 1平方メートル につき1月	850
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				280
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積 1平方メートル につき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.020を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占有面積 1平方メートル につき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.009を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により道路の占用の許可を受けている者（次項に規定する電気事業者等を除く。附則第4項において「既道路占用者」という。）のその占用物件に係る平成28年度以後の各年度の占用料の額は、この条例による改正後の新座市道路占用料徴収条例（以下「新条例」という。）の規定による当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下この項において「調整占用料額」という。）を超える場合には、新条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。
- 3 この条例の施行の際現に道路法第32条第1項又は第3項の規定による道路の占用の許可を受けている電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者（以下この項において「電気事業者等」という。）のその占用物件に係る平成28年度以後の各年度の占用料の額の合計額は、新条例の規定による電気事業者等ごとの当該占用物件について徴収すべき占用料の総額（以下この項において「占用料の総額」という。）が当該年度の前年度の占用料の総額に1.2を乗じて得た額（以下この項において「調整占用料総額」という。）を超える場合には、新条例の規定にかかわらず、調整占用料総額とする。
- 4 前2項及び新条例の規定にかかわらず、既道路占用者でその占用の期間の初日がこの条例の施行の前日であつて、かつ、当該占用の期間が1年未満であるものの当該占用をする物件に係る占用料の額は、なお従前の例による。